

## 【日本】改正民事訴訟法等に対応するシステム改修に関するお知らせ

### 1.背景

2022年5月18日、民事裁判手続きのIT化に向けた民事訴訟法の改正案が、参議院本会議で可決、成立しました。これにより、民事裁判での手続きは、2025年度までに段階的にIT化されることになりました。

詳細につきましては弊所知財トピックス2022年8月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/11776/>

### 2.Mintsについて

裁判書類をオンラインで提出するためのシステムとして、「民事裁判書類電子提出システム(mints)」が使用されています。対象となるのは、準備書面、書証の写し、証拠説明書など、民事訴訟規則第3条1項によりファクシミリで提出することが許容されている書面です。

2022年2月15日から、甲府地方裁判所本庁及び大津地方裁判所本庁において、mintsの試行運用が始まり、2022年4月21日より本格運用が開始されました。さらに、2022年5月10日より、知的財産高等裁判所と東京地方裁判所、大阪地方裁判所の一部でも試行運用が開始されました。

### 3.今後の予定

2026年5月までに施行される改正民事訴訟法等により、訴訟代理人には民事訴訟手続において電子申立てを行うことや、裁判所との書類の送受信を電子的に実施すること、事件記録を電子的に取り扱うことが義務付けられます。

今般、最高裁判所は現在運用中のmintsを改修し、この改正に対応することを決定しました。なお、mintsの具体的な改修内容等については、今後最高裁判所から随時情報が提供されます。

さらに、2025年7月頃から簡易裁判所でもmintsの運用が開始されます。

これらにより、裁判手続のデジタル化が推進され、より効率的な手続が実現されることが期待されます。